

勤務間インターバル制度の試行について

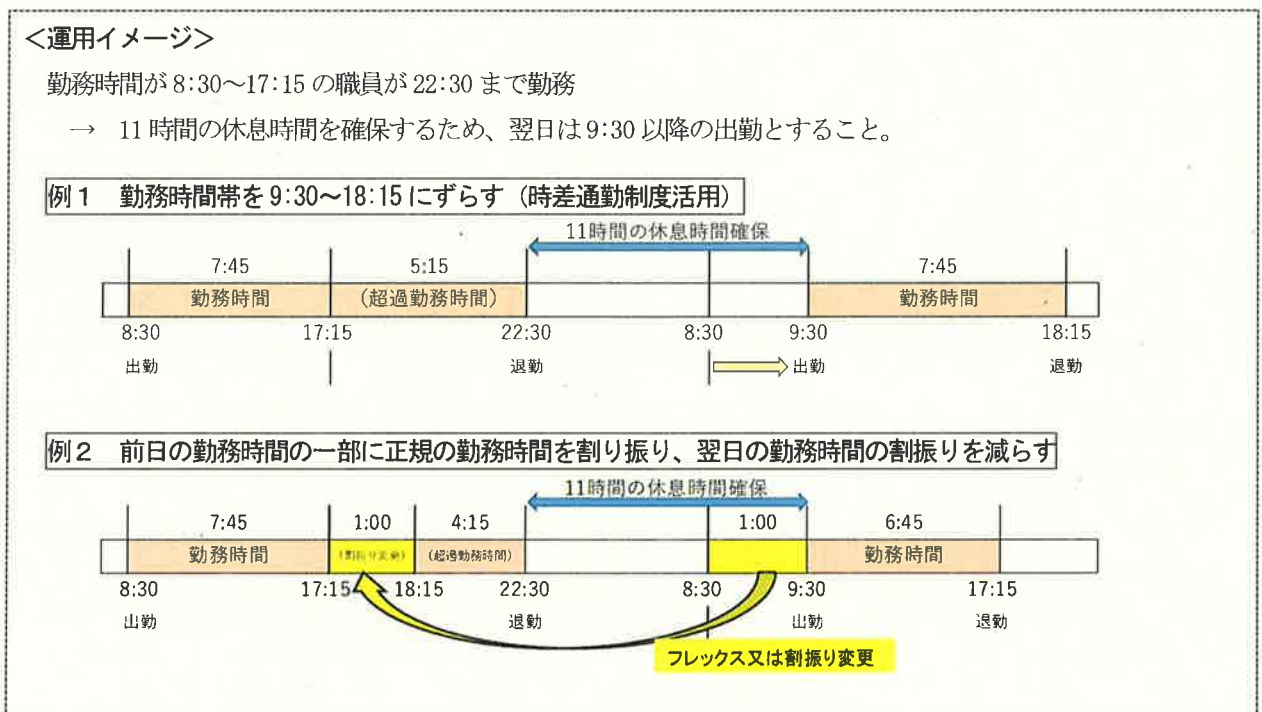
1 趣旨

- ・ 人事委員会勧告において、仕事と家庭の両立支援を推進するため、勤務間インターバル制度の導入について報告されたところ。
- ・ 勤務間インターバル制度は、1日の勤務終了後から翌日の勤務開始までの間に、一定時間以上の休息时间（インターバル）を設ける制度であり、職員の休息時間を確保することで、職員の健康維持、ワークライフバランスの実現などを推進しようとするもの。
- ・ 国においては、令和6年4月から制度導入を行うこととしており、本県においても、職員のワークライフバランスの実現に向けて、制度の試行を行うもの。

2 勤務間インターバル制度の概要

(1) 制度の概要

- ・ 前日の勤務時間の終了後から、翌日の勤務時間開始までに11時間以上の休息時間を設けることを推奨するもの。
- ・ 勤務間インターバルの対象となる超過勤務命令を行う際、所属長は、時差通勤制度やフレックスタイム、休暇等の活用による休息時間の確保について、当該職員の意向を確認し、職員の申出があった場合には、可能な限り職員の申告に沿った対応をすること。（人事委員会と調整の上、勤務時間の割振り変更も認める。）



(2) 試行対象となる所属

全所属（ただし、本庁の議会対応、広域振興局の窓口業務など、公務運営に支障が出ると認められる場合には、本制度の適用を除外できることとし、試行では、各所属において適用除外の判断を認めるもの。）

(3) 試行スケジュール

令和6年4月1日～

※ 利用状況や公務運営への影響について分析を行い、今後の導入について検討を行う。